

平成二十六年政令第七十四号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 存続厚生年金基金に関する経過措置
第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項(第三条―第八条)
第二節 自主解散型基金及び清算型基金の解散の特例に関する事項(第九条―第三十一条)
第三章 清算中の特定基金等に関する事項(第三十二条―第三十八条)
第四節 施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例に関する事項(第三十九条)
第五節 残余財産の確定給付企業年金等への交付に関する事項(第四十条―第四十六条)
第六節 その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項(第四十七条・第四十八条)
第三章 存続連合会等に関する経過措置
第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項(第四十九条)
第二節 存続連合会の業務等に関する事項(第五十条―第五十二条)
第三節 基金中途脱退者等に関する給付等に関する事項(第五十三条―第六十条)
第四節 存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等に関する事項(第六十一条―第六十三条)
第五節 高齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する事項(第六十四条―第六十七条)
第六節 高齢年金給付の支給義務等の特例に関する事項(第六十八条・第六十九条)
第七節 存続連合会の事務委託に関する事項(第七十一条)

第八節 存続連合会の解散等及び連合会の業務等に関する事項(第七十二条―第七十五条)
第四章 その他の経過措置(第七十六条―第八十四条)
附則
第一章 総則(趣旨)

第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十五年改正法」という。)の施行に伴い、存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力及び存続厚生年金基金の解散の特例等の存続厚生年金基金に関する事項並びに存続連合会に係る改正前厚生年金保険法等の効力等の存続連合会に関する事項等に関し必要な経過措置を定めるものとする。(定義)
第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 改正前厚生年金保険法 平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)をいう。
二 改正後厚生年金保険法 平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。
三 改正前確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)をいう。
四 改正後確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法をいう。
五 改正前確定拠出年金法 平成二十五年改正法附則第二条の規定による改正前の確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)をいう。
六 改正後確定拠出年金法 平成二十五年改正法附則第二条の規定による改正後の確定拠出年金法をいう。
七 改正前保険業法 平成二十五年改正法附則第三十一条の規定による改正前の保険業法(平成七年法律第百五号)をいう。
八 廃止前厚生年金基金令 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険

法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十六年政令第七十三号。以下「整備政令」という。)第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三三二(四十四号)をいう。
九 改正前確定給付企業年金法施行令 整備政令第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)をいう。
十 改正後確定給付企業年金法施行令 整備政令第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行令をいう。
十一 改正前確定拠出年金法施行令 整備政令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)をいう。
十二 改正後確定拠出年金法施行令 整備政令第三条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令をいう。
十三 旧厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金をいう。
十四 存続厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。
十五 厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいう。
十六 存続連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。
十七 確定給付企業年金 平成二十五年改正法附則第三条第十四号に規定する確定給付企業年金をいう。
十八 連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十五号に規定する連合会をいう。
十九 自主解散型基金 平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金をいう。
二十 清算型基金 平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金をいう。
二十一 清算未了特定基金 平成二十五年改正法附則第二十八号第三項に規定する清算未了特定基金をいう。
第二章 存続厚生年金基金に関する経過措置
第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項

第一条 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項(第三条―第八条)
第二条 自主解散型基金及び清算型基金の解散の特例に関する事項(第九条―第三十一条)
第三条 清算中の特定基金等に関する事項(第三十二条―第三十八条)
第四条 施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例に関する事項(第三十九条)
第五条 残余財産の確定給付企業年金等への交付に関する事項(第四十条―第四十六条)
第六条 その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項(第四十七条・第四十八条)
第三章 存続連合会等に関する経過措置
第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項(第四十九条)
第二節 存続連合会の業務等に関する事項(第五十条―第五十二条)
第三節 基金中途脱退者等に関する給付等に関する事項(第五十三条―第六十条)
第四節 存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等に関する事項(第六十一条―第六十三条)
第五節 高齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する事項(第六十四条―第六十七条)
第六節 高齢年金給付の支給義務等の特例に関する事項(第六十八条・第六十九条)
第七節 存続連合会の事務委託に関する事項(第七十一条)

Table with 3 columns: Law/Regulation Name, Subject, and Application/Transition Provisions. It details the changes to various pension laws and the application of the new rules to existing funds and associations.

項二第	老齢厚生年金の受給権者	当該老齢厚生年金の受給権者	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金	読み替えられた同条第一項	法」という。）第一条の規定による改正後の第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下この条において「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の第五項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく老齢厚生年金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項において読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八条の二十九の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第四十六条第一項（以下この条において「読替え後の第四十六条第一項」という。）
-----	-------------	---------------	---------------------------	--------------	---

項三第	老齢厚生年金の受給権者	当該老齢厚生年金の受給権者	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額	第四十	当該第一号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする経過措置令第八十二条の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三の第二項の規定により読み替えられた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五十八条の規定による改正後の第七十八条の二十八第一項の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項
-----	-------------	---------------	-----------------------------	-----	---

項三第	老齢厚生年金の受給権者	当該老齢厚生年金の受給権者	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額	第四十	当該第一号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする経過措置令第八十二条の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三の第二項の規定により読み替えられた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五十八条の規定による改正後の第七十八条の二十八第一項の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項
-----	-------------	---------------	-----------------------------	-----	---

（確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出）

第四十条 平成二十五年改正法附則第五十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の六第一項の規定による脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第五十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、基金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。）が存続厚生年金基金の加入員の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限り行うことができる。

第五十条 平成二十五年改正法附則第八十一条に規定する責任準備金の算出方法は、平成二十五年改正法附則第八十一条に規定する責任準備金の額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額を合算した額から第三号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

一 存続厚生年金基金が平成十一年九月三十日において解散したものとみなして同日において

項一第	前条第一項の規定に基づき、政府が解散厚生年金基金等から	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十一条の規定により政府が解散した同法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「解散存続厚生年金」という。）	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額	第四十	当該第一号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする経過措置令第八十二条の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十三の第二項の規定により読み替えられた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五十八条の規定による改正後の第七十八条の二十八第一項の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項
-----	-----------------------------	---	-----------------------------	-----	---

て当該存続厚生年金基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者について政府が積み立てるべき責任準備金が当該存続厚生年金基金が解散したことにより増加する額に相当する額

二 平成十一年十月一日から存続厚生年金基金が解散した日までの期間に係る代行給付（平成二十五年改正法附則第五十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二条第二項に規定する額に相当する部分の老齢年金給付をいう。以下同じ。）に要する費用に係る収入に相当する額

三 前号に規定する期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額

2 前項第一号に掲げる増加する額に相当する額の算定に係る責任準備金の予定利率は、年五分五厘とする。

3 第一項第二号に掲げる収入に相当する額及び同項第三号に掲げる支出に相当する額の算定に係る利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績等を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

（存続厚生年金基金に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する技術的読替え等）

第六十条 平成二十五年改正法附則第九十一条において第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第四十四条の規定を準用する場合においては、平成二十五年改正法附則第九十一条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法第四十四条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2	項六第及び項四第	平成二十五年改正法附則第九條第一項において平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十四條の規定を準用する場合においては、第三條第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十二條から第八十八條までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第八十二條各号列記以外の部分	第八十三條第三項	第八十四條第一項
	等年金基金	年金基金	年金基金	年金基金	年金基金

3	第八十條及第八十五條									
	年金基金									

第七條	項二第	確定給付企業年金法								
	年金基金	年金基金	年金基金	年金基金	年金基金	年金基金	年金基金	年金基金	年金基金	年金基金

改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十五條第一項第一号若しくは第二号に掲げる理由により解散をし、又は平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十四條第四項の規定による消滅をしようとする日までの間における代行給付に充てるべき積立金の額を上回るものであることとする。

第八條 政府は、平成二十五年改正法附則第十條第一項の規定により前納された責任準備金相当額が平成二十五年改正法附則第八條及び平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十四條第三條第一項の規定により政府が徴収することとなった責任準備金相当額を上回るときは、その差額に相当する額を平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十六條の二の規定によりなお前納した解散した存続厚生年金基金(当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十四條第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三條第一項第二号に規定する企業年金基金)に還付するものとする。

第九條 自主解散型年金基金及び清算型年金基金の特例に関する事項

第九條 平成二十五年改正法附則第十一條第五項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 平成二十五年改正法附則第十一條第一項の規定による認定の申請をした日の属する月前二年間において第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三條の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の自主解散型年金の加入員の標準報酬月額総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料

額（存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の第三項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

（自主解散型基金等が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額）

第十条 平成二十五年改正法附則第十一条第七項の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

一 存続厚生年金基金が設立された日から当該存続厚生年金基金が解散した日までの期間に係る代行給付に要する費用に係る収入に相当する額

二 前号の期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額

2 前項第一号に掲げる収入に相当する額及び同項第二号に掲げる支出に相当する額の計算の基礎となる利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績等を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

（責任準備金相当額の特例の認定の申請をした自主解散型基金による前納に関する読替え）

第十一条 平成二十五年改正法附則第十一条第九項の規定により同条第一項の規定による認定の申請をした自主解散型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合においては、第八条中「責任準備金相当額」とあるのは、「減額責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。以下この条において同じ。）が」と、「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、「存続厚生

年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金）」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金であつて、同項の規定による認定の申請をしたもの」とする。

（自主解散型納付計画の承認の要件）

第十二条 平成二十五年改正法附則第十二条第七項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

（平成二十五年改正法附則第十二条第八項の政令で定める要件）

第十三条 平成二十五年改正法附則第十二条第八項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 次のイからハまでのうち二以上に該当するものであること。

イ 平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の自主解散

型基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

ロ 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を相当程度講じていること。

ハ 自主解散型基金の業務の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他当該自主解散型基金の年金給付等積立金の額を増加させるために必要な措置（ロに掲げる措置を除く。）を講じていること。

二 自主解散型基金の年金給付等積立金の額が、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十五条第二項の認可を受けることが見込まれる日までに、当該自主解散型基金の設立事業所（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）に係る掛金の増加によって責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること。

（自主解散型納付計画の承認の申請をした自主解散型基金による前納に関する読替え）

第十四条 平成二十五年改正法附則第十二条第十項の規定により同条第一項の承認の申請をした自主解散型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合においては、第八条中「責任準備金相当額」とあるのは、「年金給付等積立金の額（平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下この条において同じ。）が」と、「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額」と、「存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確

第四項及び	自主解散型基金	当該減額責任準備金相当額又は当該年金給付等積立金の額	自主解散型基金は、	定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金であつて、平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をしたもの」とする。（自主解散型基金に係る減額責任準備金相当額等の一部の物納に関する技術的読替え等）
年金基金等	自主解散型基金	当該責任準備金に相当する額	前条第一項の規定に基づき、政府が解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額	の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法第四十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第四十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十五条第二項の認可を受けることが見込まれる日までに、当該自主解散型基金の設立事業所（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）に係る掛金の増加によって責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること。
自主解散型基金	自主解散型基金	当該減額責任準備金相当額又は当該年金給付等積立金の額	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十一条第七項の規定により政府が同条第一項に規定する自主解散型基金（以下この条において「自主解散型基金」という。）から同法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する場合又は同法附則第十三条第一項の規定により政府が自主解散型基金から同法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額	は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六項	2	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合においては、第三条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条から第八十八条までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第八十二条各号列記以外部分	存続厚生年金基金 存続厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法									
-----	---	---	---------------	----------------------	-------------------------------------	---------------	----------------------	-------------------------------------	---------------	----------------------	-------------------------------------	---------------	----------------------	-------------------------------------

第八十条	第八十条	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法												
------	------	-------------------------------------	------	-------------------------------------	------	-------------------------------------	------	-------------------------------------	------	-------------------------------------	------	-------------------------------------	------	-------------------------------------

第一項	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十三条第一項に規定する自主解散型基金（以下この条において「自主解散型基金」という。）が、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法	第二項	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十三条第一項に規定する自主解散型基金（以下この条において「自主解散型基金」という。）が、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法
-----	--	-----	--

自主解散型基金	<p>（自主解散型納付計画の提出の特例）</p> <p>第十六条 自主解散型基金であつてその設立事業所（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百十七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）の事業主（当該自主解散型基金を共同して設立している場合にあつては、当該自主解散型基金を設立している各事業主）のうち当該自主解散型基金の責任準備金相当額のうち当該事業主が納付すべき額（以下この項及び次項において「事業主納付額」という。）を当該自主解散型基金が政府に納付することが適当であると当該自主解散型基金が認めるもの（以下この条において「基金一括納付対象事業主」という。）があるものは、平成二十五年改正法附則第十二条第三項第二号の規定にかかわらず、当該自主解散型基金が納付すべき年金給付等積立金の額に代えて、当該額に事業主納付額を加算した額を記載して同条第一項に規定する自主解散型納付計画（以下この条において「自主解散型納付計画」という。）を作成することができる。</p> <p>2 前項の規定により作成した自主解散型納付計画について平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認を受けた自主解散型基金は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号の規定により解散をする場合において、規約で定めるところにより、基金一括納付対象事業主から当該基金一括納付対象事業主に係る事業主納付額を一括して徴収するものとする。この場合において、当該自主解散型基金が当該一括納付対象事業主から徴収する徴収金については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定による掛金とみなす。</p> <p>3 第一項の規定により自主解散型納付計画を作成した自主解散型基金及びその設立事業所の事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）について平成二十五年改正法附則第十二条及び第十三条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる平成二十五年改正法の規定中同</p>
---------	---

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十條第一項	各事業主	各事業主（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第十六条第一項に規定する基金一括納付対象事業主（第三項第二号、第四項及び第五項において「基金一括納付対象事業主」という。）を除く。）
附則第十條第二項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額（当該自主解散型基金が納付すべき年金給付等積立金の額に当該自主解散型基金の責任準備金相当額のうち基金一括納付対象事業主（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する

附則第十條第三項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第四項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第五項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第六項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第七項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第八項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第九項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第十項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第十一項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第十二項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第十三項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第十四項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第十五項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第十六項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第十七項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第十八項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第十九項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第二十項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第二十一項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第二十二項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第二十三項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第二十四項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第二十五項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第二十六項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第二十七項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第二十八項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第二十九項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第三十項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第三十一項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第三十二項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第三十三項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第三十四項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第三十五項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第三十六項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第三十七項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第三十八項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第三十九項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第四十項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第四十一項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第四十二項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第四十三項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第四十四項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第四十五項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第四十六項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第四十七項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第四十八項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第四十九項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第五十項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第五十一項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第五十二項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第五十三項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第五十四項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第五十五項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第五十六項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第五十七項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第五十八項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第五十九項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第六十項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第六十一項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第六十二項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第六十三項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第六十四項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第六十五項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第六十六項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第六十七項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第六十八項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第六十九項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第七十項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第七十一項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第七十二項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第七十三項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第七十四項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第七十五項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第七十六項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第七十七項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第七十八項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第七十九項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第八十項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第八十一項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第八十二項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第八十三項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第八十四項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第八十五項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第八十六項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第八十七項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第八十八項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第八十九項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第九十項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第九十一項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第九十二項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第九十三項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第九十四項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第九十五項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第九十六項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第九十七項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第九十八項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第九十九項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を
附則第十條第一百項	年金給付等積立金の額	基金一括納付額を

間（責任準備金相当額の特例の認定の申請をした附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一條の第三項に規定する代行保険料率（当該代行保険料率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。）が免除保険料率を上回ったことがあること若しくは存続厚生年金基金が設立された日から同年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一條の第三項の規定の例により算定した代行保険料率に相当する率（当該率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。）が同条第一項の規定の例により計算した免除保険料率に相当する率を上回ったことがあると認められること。

二 指定日において存続厚生年金基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者（当該存続厚生年金基金の加入員を除く。）の数が当該存続厚生年金基金の加入員の数を上回っていること。

三 平成二十五年改正法附則第十九條第一項の業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 指定日の属する月前二年間において第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三條の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は指定日の属する月前二年間の存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

（責任準備金相当額の特例の認定の申請をした清算型基金による前納に関する読替え）

第十九條 平成二十五年改正法附則第二十條第一項の規定による認定の申請をした清算型基金について平成二十五年改正法附則第十條の規定を適用する場合においては、第八條中「責任準備金相当額」とあるのは、「減額責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第十一條第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。以下この条において同じ。）が」と、「責任準備金相当額」とあるのは、「減額責任準備金相当額」と、「存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百二十二條第四項の規定による消滅をした場合であつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三條第一項第二号に規定する企業年金基金）」とあるのは、「平成二十五年改正法附則第十九條第一項に規定する清算型基金であつて、平成二十五年改正法附則第二十條第一項の規定による認定の申請をしたもの」とする。

第二十條 平成二十五年改正法附則第二十條第二項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 平成二十五年改正法附則第二十條第一項の規定による認定の申請をした日の属する月前二年間において第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三條の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の清算型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

(清算型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例に関する技術的読替え)

第二十一条 平成二十五年改正法附則第二十条第四項において平成二十五年改正法附則第二十一条第八項の規定を準用する場合には、同項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。

(清算型納付計画の承認の申請をした清算型基金による前納に関する読替え)

第二十二條 平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をした清算型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合においては、第八条中「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額(平成二十五年改正法附則第二十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下この条において同じ。が)と、「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額」と、「存続厚生年金基金(当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十二条第四項の規定による消滅をした場合にあっては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三十条第一項第二号に規定する企業年金基金」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金であつて、平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をしたもの」とする。

(清算型納付計画の承認の要件)

第二十三條 平成二十五年改正法附則第二十一条第六項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の清算型基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に對する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に對する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定め

る率を上回っていること。
二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

(清算型納付計画の承認に係る認定の要件)

第二十四條 平成二十五年改正法附則第二十一条第七項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 次のイからハまでのうち二以上に該当するものであること。

イ 平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の清算型基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に對する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に對する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。
ロ 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を相当程度講じていること。
ハ 清算型基金の業務の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他当該清算型基金の年金給付等積立金の額を増加させるために必要な措置(ロに掲げる措置を除く。)を講じていること。

二 清算型基金の年金給付等積立金の額が、平成二十五年改正法附則第十九条第七項の承認を受けることが見込まれる日までに、当該清算型基金の設立事業所に係る掛金の増加によつて責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること。

(清算型納付計画に係る事業主に対する通知に関する技術的読替え)

第二十五條 平成二十五年改正法附則第二十三条第四項において平成二十五年改正法附則第十三条第四項の規定を準用する場合には、同

項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。

(清算型基金の納付の猶予に係る準用に関する技術的読替え)

第二十六條 平成二十五年改正法附則第二十三条において平成二十五年改正法附則第十四条第六項の規定を準用する場合には、平成二十五年改正法附則第二十三条の規定によるほか、同項において準用する平成二十五年改正法附則第十三条第四項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。

(清算型基金に係る減額責任準備金相当額等の一部の物納に関する技術的読替え等)

第二十七條 平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において平成二十五年改正法附則第五十条とされた改正前確定給付企業年金法第百二十四条の規定を準用する場合には、平成二十五年改正法附則第二十五条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法第百二十四条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第一項	前条第一項の規定に基づき、政府が解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第二十条第三項の規定により政府が同法附則第十九条第一項に規定する清算型基金(この条において「清算型基金」という。)から同法附則第十条第七項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する場合又は同法附則第二十二條第一項の規定により政府が清算型基金から同法附則第十三条第一項に規定する年金給付等積立金の額
解散厚生年金基金等	清算型基金は	清算型基金は
当該責任準備金に	当該減額責任準備金相当額又は当該年金給付等積立金の額	当該減額責任準備金相当額又は当該年金給付等積立金の額

相当する額
解散厚生年金基金
清算型基金

第六項 及び 第四項 等

2 平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において平成二十五年改正法附則第五十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十四条の規定を準用する場合には、第三條第三項の規定により読み替へられてなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条から第八十八条までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第八條 各号列記以外部分	平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において準用する平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において準用する平成二十五年改正法
存続厚生年金基金	存続厚生年金基金	存続厚生年金基金
存続厚生年金基金	存続厚生年金基金	存続厚生年金基金
解散厚生年金基金等	清算型基金	清算型基金
解散厚生年金基金等	清算型基金	清算型基金
平成二十五年改正法附則第五十条第一項の規定	平成二十五年改正法附則第二十条第三項の規定により徴収する同項に規定する減額責任準備金	平成二十五年改正法附則第二十条第三項の規定により徴収する同項に規定する減額責任準備金

第九項	額（次） 項に規 定する 年金給 付等積 立金の 額	型基金の責任準備金相当額のうち基金一括納付対象事業主（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第二十八条第一項に規定する基金一括納付対象事業主をいう。）が納付すべき額を加算した額
附則第二十二條第一項	年金給 付等積 立金の 額	基金一括納付額
第三項	額	基金一括納付額

（清算型納付計画の承認を取り消された事業主からの徴収の特例）

第二十九條 平成二十五年改正法附則第二十三條において準用する平成二十五年改正法附則第十五條第一項の規定により清算型納付計画の承認を取り消された清算型基金の設立事業所の事業主について平成二十五年改正法附則第二十二條第一項の規定を適用する場合には、同項中「清算型納付計画」とあるのは、「次条において準用する附則第十五條第一項の規定による取消し前の清算型納付計画（前条第四項第一号に掲げる額に係る部分（当該額の一部につき納付があったときは、その納付のあった額を控除した金額に係る部分に限る。）に限る。）」とする。

（責任準備金相当額の特例を受けた自主解散型基金等の特例）

第三十條 平成二十五年改正法附則第十五條第五項若しくは第二十二條第二項の認定又は平成二十五年改正法附則第十二條第七項若しくは第二十二條第六項の承認を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が確定給付企業年金（改正後確定給付企業年金法第二條第一項に規定する確定給付

企業年金をいう。以下同じ。）の実施事業所（改正後確定給付企業年金法第四條第一号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。）となつているとき、又は実施事業所となるときは、当該確定給付企業年金の事業主等（改正後確定給付企業年金法第二十九條第一項に規定する事業主等をいう。第四十條及び第四十二條を除き、以下同じ。）は、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金の加入員であつた者に対し、当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間（以下この項において「存続厚生年金基金加入員期間」という。）を改正後確定給付企業年金法第二十九條第一項各号及び第二項各号に掲げる給付（以下この項において「老齢給付金等」という。）の額の算定の基礎となる改正後確定給付企業年金法第二十八條第一項に規定する加入者である期間（以下この項において「確定給付企業年金加入者期間」という。）とみなして老齢給付金等の支給をすることができ旨が定められているときは、当該存続厚生年金基金の加入員であつた者に対し、存続厚生年金基金加入員期間を確定給付企業年金加入者期間とみなして老齢給付金等の支給をすることができる。

2 前項の規約を定める場合には、当該存続厚生年金基金の加入員であつた者の同意を得なければならない。

（自主解散型基金等が解散する場合における東日本大震災に係る責任準備金相当額の特例等の要件の特例）

第三十一條 平成二十五年改正法の施行の日（以下本則において「施行日」という。）から起算して一年を超えない期間内において平成二十五年改正法附則第十一條第一項若しくは第二十五條第一項の規定による認定の申請又は平成二十五年改正法附則第十二條第一項若しくは第二十一條第一項の承認の申請をした存続厚生年金基金であつて、施行日において現に東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。）内に主たる事務所が所在するものについて第九條、第十二條、第十三條、第二十一條、第二十三條及び第二十四條の規定を適用する場合においては、第九條及び第十二條中「いづれ

にも」とあり、第十三條第一号中「二以上に」とあり、第二十條及び第二十三條中「いづれにも」とあり、並びに第二十四條第一号中「二以上に」とあるのは、「いづれかに」とする。

第三節 清算中の特定基金等に関する事項

（清算中の特定基金に関する説替え等）

第三十二條 平成二十五年改正法附則第二十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定（当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。）を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十三條第三項	第一項の申出を行った特定基金であつて、当該申出の日まで業務の運営について相当の努力をし、かつ、当該申出の日以後の事業の継続が困難であると見込まれるものとして政令で定める要件に適合すると厚生労働大臣が認めたものが解散したときは、第六十一條第一項の規定にかかわらず、責任準備金相当額に代えて、	特定基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条及び附則第三十八條第二項において「平成二十五年改正法」という。）第一條の規定による改正前の基金をいい、平成二十五年改正法の施行の日において清算中のものに限る。以下この条において「特定基金」という。）
------------	--	--

附則第三十三條第四項	連合会又は他の基金	連合会又は他の基金
附則第三十三條第五項	連合会又は他の基金	連合会等
附則第三十三條第六項	第八十五條の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金	保険料
第三十三條	まで、第九十二條第一項及び第三項	まで
規定を	規定並びに年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第四條の規定による改正後の第九十二條第一	

<p>附則第三十八項 確定給付企業年金法第四十項</p>	<p>附則第三十八項 確定給付企業年金法</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>項、第二項及び第四項の規定を 平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法</p>
<p>附則第三十八項 確定給付企業年金法</p>	<p>附則第三十八項 確定給付企業年金法</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>のに。以下この項、第四項及び第六項において「特定基金」という。から減額責任準備金相当額 特定基金は 当該減額責任準備金相当額</p>
<p>附則第三十八項 確定給付企業年金法</p>	<p>附則第三十八項 確定給付企業年金法</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>の十のう。が、 同法 厚生年金保険法」という。附則第三十三項第三項の規定により減額責任準備金相当額（同項に規定する減額責任準備金相当額をいう。以下この項において同じ。）を徴収することとされた特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この条において同じ。）が、平成二十五年改正法附則第二十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準</p>
<p>附則第三十八項 確定給付企業年金法</p>	<p>附則第三十八項 確定給付企業年金法</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>附則第三十三項 附則第三十三項第三項</p>	<p>用する改正前確定給付企業年金法</p>

<p>七 第二項 正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法</p>	<p>八 第八項 特定基金</p>	<p>八 第八項 特定基金</p>	<p>八 第八項 特定基金</p>
<p>4 平成二十五年改正法附則第二十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。</p> <p>(納付計画の承認の申請をした特定基金に関する読替え等)</p>	<p>三十三條 平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定(当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。)を適用する場合において、同条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>三十三條 平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定(当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。)を適用する場合において、同条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>三十三條 平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定(当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。)を適用する場合において、同条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>附則第三十四條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び第三十八條第二項において「平成二十五年改正法」という。)の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第一項の承認の申請をした特定基金(平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の前條第一項に規定する特定基金をい</p>	<p>附則第三十四條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び第三十八條第二項において「平成二十五年改正法」という。)の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第一項の承認の申請をした特定基金(平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の前條第一項に規定する特定基金をい</p>	<p>附則第三十四條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号)第四條の規定による改正後の第九十二條第一項、第二項及び第四項の規定を</p>	<p>附則第三十四條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号)第四條の規定による改正後の第九十二條第一項、第二項及び第四項の規定を</p>
<p>附則第三十八條 確定給付企業年金法</p>	<p>附則第三十八條 確定給付企業年金法</p>	<p>附則第三十八條 確定給付企業年金法</p>	<p>附則第三十八條 確定給付企業年金法</p>
<p>十 第三項</p>	<p>十 第三項</p>	<p>十 第三項</p>	<p>十 第三項</p>

<p>第一項 第三十の条第一項</p>	<p>第一項 附則第三十八條第三項</p>
<p>（以下この条において「特定基金」という。）が、平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号。以下この条において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十四條第一項の承認の申請をした特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三條第一項に規定する特定基金をいう。）を除く。以下この条において同じ。が、平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年</p>

<p>附則第三十八條第三項</p>	<p>附則第三十八條第三項</p>
<p>確定給付企業年金法</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号。以下この条において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十四條第一項の承認の申請をした特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三條第一項に規定する特定基金をいう。）を除く。以下この条において同じ。が、平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年</p>

<p>附則第三十八條第三項</p>	<p>附則第三十八條第三項</p>
<p>（以下この条において「特定基金」という。）が、平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号。以下この条において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十四條第一項の承認の申請をした特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三條第一項に規定する特定基金をいう。）を除く。以下この条において同じ。が、平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年</p>

<p>附則第三十八條第三項</p>	<p>附則第三十八條第三項</p>
<p>（以下この条において「特定基金」という。）が、平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号。以下この条において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十四條第一項の承認の申請をした特定基金（改正前厚生年金保険法附則第三十三條第一項に規定する特定基金をいう。）を除く。以下この条において同じ。が、平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年</p>

平成二十五年改正法附則第三十九條第一項	その業務（附則第二十七條第二項又は第二十八條第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九條第一項の規定により存続連合会が行う業務を除く。）
改正後の確定給付企業年金法第九十一條の七	その業務（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第二十七條第二項又は第二十八條第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十九條第一項の規定により連合会が行う業務を除く。）

（清算未了特定基金型納付計画に係る事業主に對する通知に関する技術的代替）

第三十六條 平成二十五年改正法附則第三十一條第四項において平成二十五年改正法附則第十三條第四項の規定を準用する場合には、同項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算未了特定基金」と読み替えるものとする。

第三十七條 清算未了特定基金であつてその設立事業所の事業主（当該清算未了特定基金を共同して設立している場合にあつては、当該清算未了特定基金を設立している各事業主）のうち当該清算未了特定基金の責任準備金相当額のうち当該事業主が納付すべき額を当該清算未了特定基金が政府に納付することが適当であると当該清算未了特定基金が認めるものがある場合における次の表の上欄に掲げる平成二十五年改正法の規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と替へる。

附則第三十一條	各事業主（当該清算未了特定基金の責任準備金相当額のうち当該事業主が納付すべき額を清算未了特定基金が政府に納付することが適当であると当該清算未了特定基金が認める事業主（第三項及び次条第一項において
附則第三十二條	各事業主（当該清算未了特定基金の責任準備金相当額のうち当該事業主が納付すべき額を清算未了特定基金が政府に納付することが適当であると当該清算未了特定基金が認める事業主（第三項及び次条第一項において

附則第三十三條	「基金一括納付対象事業主」という（を除外。）
附則第三十四條	の事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）
附則第三十五條	各事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）
附則第三十六條	各事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）
附則第三十七條	各事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）
附則第三十八條	各事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）
附則第三十九條	各事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）
附則第四十條	各事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）
附則第四十一條	各事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）

（清算未了特定基金型納付計画の承認を取り消された事業主からの徴収の特例）

第三十八條 平成二十五年改正法附則第三十二條において準用する平成二十五年改正法附則第十五條第一項の規定により清算未了特定基金型納付計画の承認を取り消された清算未了特定基金の設立事業所の事業主について平成二十五年改正法附則第三十一條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「清算未了特定基金型納付計画」とあるのは、「次条において準用する附則第十五條第一項の規定による取消し前の清算未了特定基金型納付計画（前条第四項第一号に係る部分（当該額の一部につき納付があつたときは、その納付のあつた額を控除した金額に係る部分に限る。）に限る。）」とする。

第四節 施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例に関する事項

第三十九條 平成二十五年改正法附則第三十三條第一項第二号口の政令で定める期間は、次のとおりとする。

- 一 第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四條及び第四十一條の三の五第二項に規定する期間
- 二 第三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八條の三第一項各号に掲げる期間
- 三 第六十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二條の五の三第二項に掲げる期間

第五節 残余財産の確定給付企業年金等への交付に関する事項

（設立事業所の一部について行う残余財産の確定給付企業年金への交付）

第四十條 平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の政令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 確定給付企業年金の事業主（改正後確定給付企業年金法施行令第一條第一項に規定する事業主をいう。以下この号において「譲受事業主」という。）が、吸収分割又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより、施行日以後に解散した存続厚生年金基金の設立事業所の事業主からその事業の全部又は一部を承継した場合であつて、譲受事業主が実施する確定給付企業年金の事業主等（規約型企業年金（改正後確定給付企業年金法第七十四條第一項に規定する規約型企業年金をいう。）の事業主及び企業年金基金（改正後確定給付企業年金法第二條第四項に規定する企業年金基金をいう。）をいう。以下この条及び第四十二條において同じ。）が、当該解散した存続厚生年金基金の設立事業所に使用される者であつて当該承継された事業の全部又は一部に主として従事していたものとして厚生労働省令で定めるものの当該解散した存続厚生年金基金に係る残余財産の交付を受ける場合
- 二 存続厚生年金基金及び確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金の加入員の一部（以下この号において「一部移転加入員」という。）に係る残余財産の交付を当該確定給付企業年金の事業主等が受けることを定める場合（当該一部移転加入員が当該確定給付企業年金の実施事業所に使用されることとなつたことにより、当該存続厚生年金基金の設立事業所に使用されなくなつたときに、当該一部移転加入員の同意を得た当該残余財産の交付を受ける場合に限る。）
- 三 存続厚生年金基金及び確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金の加入員のうち、残余財産を分配することを希望する者以外の者に係る残余財産の交付を確定給付企業年金の事業主等が受けることを定める場合

- 二 当該設立事業所に使用される交付存続厚生年金基金の加入員の二分の一以上の者
 - 前項の場合において、交付解散基金加入員等が使用される設立事業所が二以上であるときは、同項第二号に掲げる者の同意は、各設立事業所について得なければならない。
 - 交付存続厚生年金基金が、平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の規定に基づき、当該交付存続厚生年金基金の設立事業所に使用される交付存続厚生年金基金の加入員であつた者又はその遺族に分配すべき残余財産の交付を申し出る場合には、当該交付存続厚生年金基金の加入員であつた者又はその遺族の同意を得なければならない。
- （平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の規定により解散した存続厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金に交付した場合における加入者期間の取扱い）
- 第四十二條** 確定給付企業年金の資産管理運用機関等（改正後確定給付企業年金法第三十條第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）が、平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の規定による申出に従ひ残余財産の交付を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、解散した存続厚生年金基金の解散基金加入員等に係る加入者期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該確定給付企業年金の加入者期間に算入するものとする。
- （平成二十五年改正法附則第三十六條第二項の政令で定める額及び月数）
- 第四十三條** 平成二十五年改正法附則第三十六條第二項の政令で定める額は、同項の政令で定め

る月数に対応する別表の下欄に定める金額に基づき付録の式により定める金額とする。

2 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の

政令で定める月数は、同条第一項に規定する退職金共済契約（付録において「退職金共済契約」という。）の被共済者（以下この項及び付録において「被共済者」という。）が存続厚生年金基金の加入員であった期間の月数を上限とする各月数（以下この項及び付録において「各月数」という。）のうち、付録の式により各月数により定まる金額が同条第二項に規定する交付額（付録において「交付額」という。）を超えない範囲内において最大となるもの（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第十八条、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項及び第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項に基づく申出に係る被共済者にあつては、零月）とする。

平成二十五年改正法附則第三十六条第三項第一号及び第八項の政令で定める利率

第四十四条 平成二十五年改正法附則第三十六条第三項第一号及び第八項の政令で定める利率は、中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第八十八号）第八条に規定する利率とする。

（存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が解散前から引き続き退職金共済契約を締結している場合において準用する平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定の読替え）

第四十五条 平成二十五年改正法附則第三十六条第七項において同条第一項の規定を準用する場合においては、同条第七項の規定によるほか、同条第一項中「被共済者として」とあるのは「被共済者とする」と、「締結した」とあるのは「当該解散する前から引き続き締結している」と、「附則第三十六条第一項」とあるのは「附則第三十六条第七項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（解散基金加入員への通知について準用する平成二十五年改正法附則第三十六条第六項の規定の読替え）

第四十六条 平成二十五年改正法附則第三十六条第十項において同条第六項の規定を準用する場合においては、同条第十項の規定によるほか、同条第六項中「第一項」とあるのは、「次項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

第六節 その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項

（設立に必要な被保険者数の特例）

第四十七条 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第一項の規定に基づき給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする存続厚生年金基金若しくは平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の認可を受けようとする存続厚生年金基金又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前第一号若しくは第二号に掲げる理由により解散をしようとする存続厚生年金基金に対する第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第一条の規定の適用については、厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十一号）附則第二条の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第一条第一項中「千人」とあり、及び同条第二項中「五千人」とする。ただし、一の適用事業所の事業主が他の適用事業所の事業主と業務、資本金その他について密接な関係を有するものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合にあつては、千人」とあるのは、「十人」とする。

（審査請求及び再審査請求に関する経過措置）

第四十八条 旧厚生年金基金が行った処分又は賦課に関する改正前厚生年金保険法第百六十九条において準用する改正前厚生年金保険法第九十条第一項及び第二項又は第九十一条の規定による審査請求又は再審査請求で施行日の前日までに裁判が行われていないものについては、なお従前の例による。

第三章 存続連合会等に関する経過措置

第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項

第四十九条 平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

Table with 2 columns: Original text and Revised text. It lists various provisions from the former law and their corresponding revised versions under the new law.

Table with 2 columns: Original text and Revised text. It lists various provisions from the former law and their corresponding revised versions under the new law.

Table with 2 columns: Original text and Revised text. It lists various provisions from the former law and their corresponding revised versions under the new law.

第三十九條の十五	法第百三十三條の四第三項	平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十四條第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六條の四第三項	同条第三項	附則第三十九條の二第三項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三條第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）
第五十條の四	第四十條	第四十二條（第三号を除く。）			
附則第六條	第三十九條の二第三項				公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三條第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）

第十五條改正法に基づき平成二十五年改正法附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金から交付を受ける額（代行給付に要する費用に係るものを除く。）	存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十一條第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法及び平成二十五年改正法に基づき平成二十五年改正法附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金から交付を受ける額（代行給付に要する費用に係るものを除く。）	存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十一條第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法及び平成二十五年改正法に基づき平成二十五年改正法附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金から交付を受ける額（代行給付に要する費用に係るものを除く。）	存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十一條第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法及び平成二十五年改正法に基づき平成二十五年改正法附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金から交付を受ける額（代行給付に要する費用に係るものを除く。）	存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十一條第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法及び平成二十五年改正法に基づき平成二十五年改正法附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金から交付を受ける額（代行給付に要する費用に係るものを除く。）	存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十一條第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法及び平成二十五年改正法に基づき平成二十五年改正法附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金から交付を受ける額（代行給付に要する費用に係るものを除く。）
--	---	---	---	---	---

第五條第二項	付企業年金法第八十一條の二第一項に規定する中途退者、同法第八十九條第六項に規定する終了制度加入者等及び同法第九十一條の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。）	3 存続連合会について厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、同法第百條の二第五項中「健康保険組合若しくは」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三條第十三号に規定する存続連合会、健康保険組合若しくは」とする。	4 存続連合会について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行令の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
法第四十八條の三	企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一條の二第一項に規定する企業年金連合会）	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三條第十三号に規定する存続連合会）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第四十條第八項

第二の條六十二第	條六十二第	項二第二の條十二第
企業年金連合会	企業年金連合会	企業年金連合会
存続連合会	存続連合会	存続連合会
平成二十五年改正法附則第三十八條第三項の規定により読み替えて適用する法	平成二十五年改正法附則第三十八條第三項の規定により読み替えて適用する法	平成二十五年改正法附則第三十八條第三項の規定により読み替えて適用する法

第二節 存続連合会の業務等に関する事項

(基金中途脱退者の加入員であった期間)

第五十条 平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号の厚生年金基金の加入員であった期間は、老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であった期間の計算の例により計算するものとし、第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四条及び第四十一条の三の五第二項、第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一項並びに第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の三第二項の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間があるときは、当該厚生年金基金の加入員であった期間に当該老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間を加えるものとする。

2 平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号の政令で定める期間は、二十年とする。

(確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う特例措置)

第五十条の二 確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十六号)第四条の規定による改正後の確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者に対する平成二十五年改正法附則第四十六条の規定により存続連合会が確定給付企業年金脱退一時金相当額(平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)の移換を受ける場合における同号の規定の適用については、同号中「改正後確定給付企業年金法」とあるのは、「確定給付企業年金法」とする。

(存続連合会の附帯事業)

第五十一条 平成二十五年改正法附則第四十条第四項第三号の存続連合会が行うことができる事業は、次に掲げるとおりとする。

- 一 会員の行う事業についての助言及び連絡
- 二 会員に関する教育、情報の提供及び相談
- 三 会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究
- 四 前三号に掲げるもののほか、会員の健全な発展を図るために必要な事業

(存続連合会の業務の委託)

第五十二条 存続連合会が平成二十五年改正法附則第四十条第九項の規定に基づき、その業務の

一部を信託会社(同項に規定する信託会社をいう。次項において同じ。)、信託業務を営む金融機関、生命保険会社(同条第九項に規定する生命保険会社をいう。次項において同じ。)、及び農業協同組合連合会(同条第九項に規定する農業協同組合連合会をいう。次項において同じ。))以外の法人に委託する場合には、第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十九条第一項に規定する指定法人に委託しなければならない。

2 存続連合会が平成二十五年改正法附則第四十条第九項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託する場合には、存続連合会の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。

第三節 基金中途脱退者等に対する給付等に関する事項

(存続連合会老齢給付金等の額の基準)

第五十三条 平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三條第三項、第四十六條第二項、第四十七條第三項及び第四十九條の二第二項の規定により存続連合会が支給する存続連合会老齢給付金及び存続連合会遺族給付金、平成二十五年改正法附則第四十四條第三項及び第四十八條第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金並びに平成二十五年改正法附則第四十五条第三項及び第四十九條第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会遺族給付金の額は、平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三條第三項、第四十四條第三項、第四十五條第三項、第四十六條第三項、第四十七條第三項、第四十八條第三項、第四十九條第三項及び第四十九條の二第二項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。

(存続連合会が支給する存続連合会遺族給付金等に関する読替)

第五十四条 平成二十五年改正法附則第四十五条第四項において改正後確定給付企業年金法第五十四条の規定を準用する場合には、同条

中「加入者又は加入者であった者」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第四十五条第一項に規定する解散基金加入員等」と読み替えるものとする。

2 平成二十五年改正法附則第四十九条第四項において改正後確定給付企業年金法第五十四条の規定を準用する場合には、同条中「加入者又は加入者であった者」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第四十九條第一項に規定する終了制度加入者等」と読み替えるものとする。

3 平成二十五年改正法附則第五十一条において改正後確定給付企業年金法第三十四条、第三十六条第一項、第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十二条から第四十八条まで及び第五十二条から第五十四条までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十四	障害給付金	平成二十五年改正法附則第四十四条第三項及び第四十八條第三項の存続連合会障害給付金(以下「障害給付金」という。)
第三十四	障害給付金	平成二十五年改正法附則第四十四条第三項、第四十七條第三項、第四十八條第三項、第四十九條第三項及び第四十九條の二第二項の存続連合会遺族給付金
第三十四	障害給付金	平成二十五年改正法附則第四十四条第三項及び第四十八條第三項の存続連合会障害給付金(以下「障害給付金」という。)

第二項 下「存続連合会障害給付金」という。

第三項 存続連合会老齢給付金

加入者又は加入者であった者は、平成二十五年改正法附則第四十条第三項の解散基金加入員、平成二十五年改正法附則第四十六条第三項の確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十七条第三項の終了制度加入者等又は平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項の企業型年金加入者であった者

第三十七條 老齢給付金
事業主等
平成二十五年改正法附則第三十三条第十三号に規定する存続連合会(以下「連合会」という。)

第三十七條 老齢給付金
存続連合会老齢給付金

第四十條 障害給付金
存続連合会障害給付金

第四十條 障害給付金
平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三條第三項、第四十四條第三項、第四十七條第三項、第四十八條第三項、第四十九條第三項、第四十九條の二第二項の存続連合会障害給付金(以下「障害給付金」という。)

第四 八条	遺族 給付金	存続連合会遺族給付金
第五 二条	加入者 が加 入者 であ る者 等	平成二十五年改正法附則第四十 四條第三項の解散基金加入員等 又は平成二十五年改正法附則第 四十八條第三項の終了制度加入 者等
第五 三条	遺族 給付金	存続連合会障害給付金
第五 四條	加入者 が加 入者 であ る者 等	平成二十五年改正法附則第四十 二條第三項の基金中途脱退者、 平成二十五年改正法附則第四十 三條第三項の解散基金加入員、 平成二十五年改正法附則第四十 四條第三項の解散基金加入員 等、平成二十五年改正法附則第 四十六條第三項の確定給付企業 年金中途脱退者、平成二十五年 改正法附則第四十七條第三項の 終了制度加入者等、平成二十五 年改正法附則第四十八條第三項 の終了制度加入者等、平成二十 五年改正法附則第四十九條の二 第一項の企業型年金加入者であ つた者
第五 五條	加入者 が加 入者 であ る者 等	平成二十五年改正法附則第四十 二條第三項の基金中途脱退者、 平成二十五年改正法附則第四十 三條第三項の解散基金加入員、 平成二十五年改正法附則第四十 四條第三項の解散基金加入員 等、平成二十五年改正法附則第 四十六條第三項の確定給付企業 年金中途脱退者、平成二十五年 改正法附則第四十七條第三項の 終了制度加入者等、平成二十五 年改正法附則第四十八條第三項 の終了制度加入者等、平成二十 五年改正法附則第四十九條の二 第一項の企業型年金加入者であ つた者

つた 者	四十六條第三項の確定給付企業 年金中途脱退者、平成二十五年 改正法附則第四十七條第三項の 終了制度加入者等、平成二十五 年改正法附則第四十八條第三項 の終了制度加入者等又は平成二 十五年改正法附則第四十九條の 二第一項の企業型年金加入者で あつた者
(準用規定) 第五十五條	改正後確定給付企業年金法施行令第 二十五條及び第二十六條の規定は存続連合会が 支給する存続連合会老齢給付金、存続連合会障 害給付金及び存続連合会遺族給付金(第五十八 條において「存続連合会老齢給付金等」とい う。)について、改正後確定給付企業年金法施 行令第二十九條の規定は存続連合会が支給する 存続連合会老齢給付金について、改正後確定給 付企業年金法施行令第三十三條(第一号及び第 二号に係る部分に限る。)の規定は存続連合会 が支給する平成二十五年改正法附則第四十二條 第三項、第四十三條第三項、第四十四條第三 項、第四十六條第三項、第四十七條第三項、第 四十八條第三項及び第四十九條の二第一項の存 続連合会遺族給付金について、改正後確定給付 企業年金法施行令第三十四條(第一号に係る部 分に限る。)の規定は存続連合会が支給する平 成二十五年改正法附則第四十二條第三項、第四 十三條第三項、第四十四條第三項、第四十五條 第三項、第四十六條第三項、第四十七條第三 項、第四十八條第三項、第四十九條第三項及び 第四十九條の二第一項の存続連合会遺族給付金 並びに存続連合会障害給付金について、それぞ れ準用する。この場合において、次の表の上欄 に掲げる改正後確定給付企業年金法施行令の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。
第二十 五條	公的年金制度の健全性及び信 頼性の確保のための厚生年金 保険法等の一部を改正する法 律(平成二十五年法律第六十 三號。以下「平成二十五年改 正法」という。)附則第五十 一條において準用する確定給 付企業年金法

第二十 六條第 一項及 び第二 十九條 各号列 記以外 の部分	法 第六 十一條 において 準用する 確定給 付企業年 金法
第二十 九條第 二號	老 齡給 付金 存続連 合会老 齡給付 金
第三十 三條各 号列記 以外 の部分	法 第三 十一條 において 準用する 確定給 付企業年 金法
第三十 三條第 三號及 び第三 十四條 各号列 記以外 の部分	法 第三 十一條 において 準用する 確定給 付企業年 金法

第三十 四條第 一號	法第 十八條 の規定 によりな おその 効力を 有する ものと された 平成 二十五 年改正 法附則 第一條 の規定 による 改正前 の厚生 年金保 険法第 百七十 三條
第三十 五條	平成二十五年改正法附則第三 十八條の規定によりなおその 効力を有するものとされた平 成二十五年改正法附則第一條の規 定による改正前の厚生年金保 険法第七十三條
第五十六條	平成二十五年改正法附則第四十二條 第一項の規定による基金脱退一時金相当額(平 成二十五年改正法附則第四十條第一項第一号に 規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同 じ。)の移換の申出は、厚生労働省令で定める ところにより、基金中途脱退者が存続厚生年金 基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 一年を経過する日までの間に限って行うことが できる。
2	前項の規定は、平成二十五年改正法附則第四 十六條第一項の規定による申出について準用す る。この場合において、前項中「附則第四十二 條第一項」とあるのは「附則第四十六條第一 項」と、「基金脱退一時金相当額(平成二十五 年改正法附則第四十條第一項第一号に規定する 基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)」と あるのは「確定給付企業年金脱退一時金相当 額」と、「基金中途脱退者」とあるのは「確定 給付企業年金中途脱退者(平成二十五年改正法 附則第四十條第一項第三号に規定する確定給付 企業年金中途脱退者をいう。)」と読み替へるも のとする。
3	改正後確定給付企業年金法施行令第五十條の 二第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項 に規定する申出について準用する。
第五十七條	平成二十五年改正法附則第四十二條 第一項の規定により基金脱退一時金相当額の移 換の申出を受けた存続厚生年金基金又は平成二 十五年改正法附則第四十三條第一項、第四十四 條第一項若しくは第四十五條第一項の規定によ り残余財産の移換の申出を受けた解散した存続 厚生年金基金の清算人は、当該基金脱退一時金 相当額又は残余財産の存続連合会への移換の申 出があつた旨を、存続連合会へ通知しなければ ならない。
2	前項の規定は、平成二十五年改正法附則第四 十六條第一項の規定により確定給付企業年金脱 退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等 又は平成二十五年改正法附則第四十七條第一

項、第四十八條第一項若しくは第四十九條第一項の規定により残余財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人について準用する。

（差別的取扱いの禁止）

第五十八條 存続連合会老齢給付金等の額は、存続連合会がこれらの給付の支給に関する義務を負っている者のうち特定の者について不当に差別的なものであってはならない。

（基金中途脱退者等への存続連合会の説明義務）

第五十九條 存続連合会は、基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十條第一項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ。）又は企業年金加入者であった者（平成二十五年改正法附則第四十九條の二第一項に規定する企業年金加入者であった者をいう。以下この条において同じ。）の求めがあつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者又は企業年金加入者であった者に係る存続連合会の給付に関する事項その他基金脱退一時金相当額、確定給付企業年金脱退一時金相当額又は個人別管理資産（確定拠出年金法第二十二條に規定する個人別管理資産をいう。）の移換に関し、必要な事項について、当該基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者又は企業年金加入者であつた者に説明しなければならぬ。

（解散しようとする基金等の基金中途脱退者に係る措置の特例）

第六十條 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二條第一項の規定による認可を受けた存続厚生年金基金（以下「解散しようとする基金等」という。）が平成二十五年改正法附則第四十二條第二項の規定に基づき移換する基金脱退一時金相当額は、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第二項に規定する額（厚生年金保険法第四十四條の三第一項の規定による申出（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）をした者に存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付については、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第四項に規定する額）を超える部分の額とする。

2 解散をしようとする基金等が基金脱退一時金相当額の存続連合会への移換を申し出た基金中途脱退者に対して老齢年金給付を支給する場合においては、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第二項の規定の適用については、同項中「を超えるもの」とあるのは、「以上」とする。

第四節 存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等に関する事項
（存続連合会から存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等の申出）

第六十一條 平成二十五年改正法附則第五十三條第一項の規定による施行前基金中途脱退者等（同項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）の権利義務の移転の申出及び同条第五項の規定による施行前基金中途脱退者等の年金給付等積立金（同項に規定する年金給付等積立金をいう。次条第二項及び第三項第一号において同じ。）の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、施行前基金中途脱退者等が存続厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して三月を経過する日までの間に限り行うことができる。

2 前項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十四條第一項の規定による施行後基金中途脱退者等（同項に規定する施行後基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）の積立金（同項に規定する積立金をいう。）の移換の申出について準用する。

3 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の規定による老齢基金中途脱退者等（同項に規定する老齢基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）の年金給付等積立金等（同項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。）の移換の申出について準用する。

4 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十六條第一項の規定による老齢基金中途脱退者等の年金給付等積立金等の移換の申出について準用する。

5 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十七條第一項の規定による老齢確定給付企業年金中途脱退者等（同項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。）の積立金（同項に規定する積立金をいう。次項

及び第七項において同じ。）の移換の申出について準用する。

6 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十八條第一項の規定による老齢確定給付企業年金中途脱退者等の積立金の移換の申出について準用する。

7 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十九條第一項の規定による老齢確定給付企業年金中途脱退者等の積立金の移換の申出について準用する。

8 改正後確定給付企業年金法施行令第五十條の二第一項ただし書及び第二項の規定は、前三項に規定する申出について準用する。

第六十二條 甲基金が平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により権利義務を承継したときは、施行前基金中途脱退者等に係る平成二十五年改正法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十條第五項の規定により存続連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した乙基金又は平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一條第一項の解散をした丙基金の加入員であつた期間は、甲基金の加入員であつた期間とみなす。

2 存続厚生年金基金が、平成二十五年改正法附則第五十三條第六項の規定により年金給付等積立金の移換を受けたとき、平成二十五年改正法附則第五十四條第二項の規定により積立金（同条第一項に規定する積立金をいう。第二号及び次項第二号において同じ。）の移換を受けたとき、又は平成二十五年改正法附則第五十七條第二項の規定により積立金（同条第一項に規定する積立金をいう。第三号及び次項（第二号を除く。）において同じ。）の移換を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、施行前基金中途脱退者等、施行後基金中途脱退者等又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係る当該各号に定める期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該施行前基金中途脱退者等、施行後基金中途脱退者等又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

1 平成二十五年改正法附則第五十三條第六項の規定により年金給付等積立金の移換を受けた場合
平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十條の二において同じ。）であつた期間

2 平成二十五年改正法附則第五十四條第二項の規定により積立金の移換を受けた場合
平成二十五年改正法附則第四十二條第二項の規定により存続連合会に移換された基金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第三十六條第一項に規定する解散基金加入員をいう。次条第二号及び第六十四條の二において同じ。）であつた期間

3 平成二十五年改正法附則第五十七條第二項の規定により積立金の移換を受けた場合
平成二十五年改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十一條の三第一項若しくは平成二十五年改正法附則第四十七條第一項に規定する終了制度加入者等であつた期間又は平成二十五年改正法附則第三十八條第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四條の五第二項の規定により存続連合会に移換された個人別管理資産の算定の基礎となつた期間

確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、平成二十五年改正法附則第五十五條第二項の規定により年金給付等積立金等の移換を受けたとき、又は平成二十五年改正法附則第五十八條第二項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、老齢基金中途

1 平成二十五年改正法附則第五十三條第六項の規定により年金給付等積立金の移換を受けた場合
平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十條の二第二項の規定により存続連合会に交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一條の解散した旧厚生年金基金の加入員であつた期間

2 平成二十五年改正法附則第五十四條第二項の規定により積立金の移換を受けた場合
平成二十五年改正法附則第四十二條第二項の規定により存続連合会に移換された基金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第三十六條第一項に規定する解散基金加入員をいう。次条第二号及び第六十四條の二において同じ。）であつた期間

脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十五条第一項に規定する老齢基金中途脱退者等）をいう。以下同じ。）又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係る当該各号に定める期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等又は老齢基金中途脱退者等に係る加入者期間に算入するものとする。

一 平成二十五年改正法附則第五十五条第二項の規定により年金給付等積立金の移換を受けた場合、前項第一号に定める期間

二 平成二十五年改正法附則第五十五条第二項の規定により積立金の移換を受けた場合、前項第二号に定める期間

三 平成二十五年改正法附則第五十八条第二項の規定により積立金の移換を受けた場合、前項第三号に定める期間

第六十三条 平成二十五年改正法附則第五十三条第四項の年金給付等積立金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 施行前基金中途脱退者等が基金中途脱退者である場合、施行前基金中途脱退者等が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における当該老齢年金給付の額（平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第三項の規定により存続連合会が当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、当該加算額を控除した額）について厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

二 施行前基金中途脱退者等が解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十條の二第六項の規定により解散基金加入員とみなされた者を含む。）である場合、責任準備金相当額に、施行前基金中途脱退者等に係る平成二十五年改正法附則第三十八條第一項においてなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十條第三項において準用する同條第二項の過去期間代行給付現価の額（以下この号において「過去期間代行給付現価の額」という。）を存続連合会の過去期間代行給付現価の額の総額で除して得た率を乗

じて得た額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

第五節 老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する事項

（老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する経過措置）

第六十四条 平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）	第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）
第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）	第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）
第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）	第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）

第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）	第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）
第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）	第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）
第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）	第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）

第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）	第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）
第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）	第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）
第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）	第六十條第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號。次項及び第六十三條の四第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第三十條第三十號に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）

<p>連合会が老齢年金を給付する規定</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、改正前厚生年金保険法第六十二條の第二項中「基金」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三條第三項（以下「連合会」という。）とあるのは「同法附則第三條第三十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。」</p>	<p>3 平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、改正前厚生年金保険法第六十二條の第二項中「基金」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三條第三項（以下「連合会」という。）とあるのは「同法附則第三條第三十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。」</p>
<p>連合会が老齢年金を給付する規定</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下この条及び次条において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条及び次条において「改正前厚生年金保険法」という。）第六十條の二第三項</p>	<p>4 平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二條の二、第五十二條の三及び第五十四條第一項の規定並びに同項において準用する廃止前厚生年金基金令第十九條、第二十六條第一項から第四項まで、第二十七條、第二十七條の二第一項及び第三項（第三号を除く。）並びに第二十八條第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>連合会が老齢年金を給付する規定</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下この条及び次条において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条及び次条において「改正前厚生年金保険法」という。）第六十條の二第三項</p>	<p>5 平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>連合会が老齢年金を給付する規定</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下この条及び次条において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条及び次条において「改正前厚生年金保険法」という。）第六十條の二第三項</p>	<p>6 平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

<p>及び第四項並びに第二十七条の二第一項</p>	<p>加入員又は加入員中途脱退者又は解散基金加入員</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）第六十四条第一項において準用する改正前厚生年金保険法</p>	<p>7 平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、改正前厚生年金保険法第六十二条第二項中「連合会」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）」と、「第百四十七條第四項に規定する」とあるのは「残余財産を分配すべき」とする。</p> <p>8 平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二条の二、第五十二条の四（第二項後段を除く。）、第五十二条の五（第二項後段を除く。）及び第五十四条第一項の規定、廃止前厚生年金基金令第五十二条の四第二項前段において準用する廃止前厚生年金基金令第二十六条の</p>
---------------------------	-------------------------------	---	--

<p>第二項及び第三項、第二十七条の二第一項及び第三項（第三号を除く。）並びに第二十八条第一項の規定、廃止前厚生年金基金令第五十二条の五第二項前段において準用する廃止前厚生年金基金令第二十六条の五、第二十七条の二第二項及び第三項（第三号を除く。）並びに第二十八条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第十九条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1029 645 1093 1120"> <p>第五十二条の二</p> </td> <td data-bbox="798 645 1029 1120"> <p>法第六十条の二第三項及び第六十一条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）第六十一条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）が支給する</p> </td> <td data-bbox="114 645 798 1120"> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。</p> </td> </tr> </table>	<p>第五十二条の二</p>	<p>法第六十条の二第三項及び第六十一条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）第六十一条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）が支給する</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。</p>
<p>第五十二条の二</p>	<p>法第六十条の二第三項及び第六十一条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）第六十一条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）が支給する</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。</p>		

<p>第五十二条の四第一項各号列記以外の部分</p>	<p>法に規定する交付金並びに</p>	<p>法第六十一条及び第五十二条第二項に規定する交付金並びに</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた</p>	<p>第五十二条の四第二項前段において</p>
----------------------------	---------------------	------------------------------------	--	-------------------------

<p>で準用する第二十七条の二第一項</p>	<p>遺族給付金</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法</p>	<p>加入員又は</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法</p>	<p>第五十二条の五第二項前段において準用する第二十七条の二第三項第一号</p>
------------------------	--------------	---	--------------	---	--

の第二第三項 第二号 第五十二條 前段において準用する 第二十八條 第一項 第五十四條 第一項において準用する 第十九條	遺族給付金及び障害給付金	第一条の規定による改正前の厚生年金保険法連合会障害給付金
基金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)	存続連合会が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っている者
第六十四條の二	以上の種別の被保険者であった期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者である解散基金加入員に存続連合会が支給する平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十三條の二に規定する解散基金に係る老齢年金給付(以下「解散基金に係る老齢年金給付」という。)	平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十三條の三の規定を適用する場合において、前条第五項の規定により読み替えられた改正前厚生年金保険法第六十三條の三第一項中「老齢厚生年金(被用者年金制度の一部を改

正する法律(平成二十四年法律第六十三号)とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。)」と、「改正後の」とあるのは「改正後の第七十八條の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の」と、「に基づくものに限る。以下この項において同じ。」とあるのは「(以下この項において「第一号厚生年金被保険者期間」という。)に基づく老齢厚生年金」と、「第四十六條第五項において読み替えられた同条第一項」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号。以下この項において「経過措置令」という。)」第八十二條の三の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。)

附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六條第五項において読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第四十六條第一項(以下この項において「読替後の第四十六條第一項」という。))と、「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金」と、「第四十四條の三第四項」とあるのは「当該第一号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする経過措置令第八十二條の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第十号)第三條の十三の二第二項の規定により読み替えられた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号)第五條の規定による改正後の第七十八條の二十八第一項の規定により読み替えられた第四十四條の三第四項」と、「支給停止基準額」とあるのは「支給停止基準額(読替後の第四十六條第一項の規定による支給停止基準額をいう。)」とする。

第六十五條 平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するもの

とされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、改正前厚生年金保険法第六十五條第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三條第十三号に規定する存続連合会(以下この条及び第六十五條の四において「連合会」という。)」とする。	2 平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二條の五の二第一項及び第四項、第五十二條の五の三(第三項を除く。)、第五十二條の五の四並びに第五十五條の四第二項から第四項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)	平成二十五年改正法附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「基金」という。)	平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五條第三項
---	--	---	---	---

連合会	平成二十五年改正法附則第三條第十三号に規定する存続連合会(以下「連合会」という。)	法第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條第一項	平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五條第六項	平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條の二第二項	平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第八十條に規定する責任準備金相当額
-----	---	---	---	--	---	---	---------------------------------	------------------------------

<p>企業年金連 合会(厚生 年金保険法 第百四十九 条第一項の 企業年金連 合会)</p>	<p>老齢給付金 及び遺族給 付金、法第 九十一条の 第四項の規 定により連 合会が支 給する障害 給付金及び 遺族給付金 並びに法第 九十一条の 第五項の規 定により連 合会が支 給する遺族 給付金</p>	<p>一項及び第三項において「平成二十五年改正法」という。)附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二十条の規定による改正前の確定給付企業年金法(以下この条並びに第六十五條の五第一項及び第三項において「改正前確定給付企業年金法」という。)第九十一条の第二項</p>
--	--	--

<p>第六十五條の五第一項</p>	<p>法第九十一条の二第一項、第九十一条の四</p>	<p>事業主等又は法第九十一条の三第一項、第九十一条の四</p>	<p>第九十一条の五第三項</p>
<p>公的年金制度の健全性及び信託性の確保のため、平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものと</p>	<p>脱退一時金相当額又は残余財産</p>	<p>事業主等又は法第九十一条の三第一項、第九十一条の四</p>	<p>第九十一条の五第三項</p>

<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法</p>	<p>脱退一時金相当額</p>	<p>事業主等又は法第九十一条の三第一項、第九十一条の四</p>	<p>第九十一条の五第三項</p>
--	-----------------	----------------------------------	-------------------

<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法</p>	<p>脱退一時金相当額</p>	<p>事業主等又は法第九十一条の三第一項、第九十一条の四</p>	<p>第九十一条の五第三項</p>
--	-----------------	----------------------------------	-------------------

	<p>企業年金連 合会（厚生 年金保険法 第百四十九 条第一項の 企業年金連 合会）</p>	<p>五年改正法」という。 附則第六十三條第二項 の規定によりなおその 効力を有するものとさ れた平成二十五年改正 法第二條の規定による 改正前の確定給付企業 年金法（第六十五條の 五第三項において「改 正前確定給付企業年金 法」という。）第九十一 條の第三項</p>
<p>老齡給付金 及び遺族給 付金、法第 九十一條の 第四第三項の 規定により 連合会が支 給する障害 給付金及び 遺族給付金 並びに法第 九十一條の 第五第三項の 規定により 連合会が支 給する遺族 給付金</p>	<p>老齡給付金及び遺族給 付金</p>	

<p>第六 十五 條の二第 一 項</p>	<p>脱退一時金 相当額の移 換の申出を 受けた事業 主等又は法 第九十一條 の第三項、 第九十一條 の第四第一 項、第九十 一號の第一 項若しくは 第九十一條 の第五第一 項の規定に よる第一項 の三第一</p>	<p>第六 十五 條の二第 一 項</p>
<p>公的年金制度の健全性 及び信頼性の確保のた めの厚生年金保険法等 の一部を改正する法律 （平成二十五年法律第六 十三號。以下「平成二 十五年改正法」という 。）附則第六十三條第 二項の規定によりなおそ の効力を有するものと された平成二十五年改 正法第二條の規定によ る改正前の確定給付企 業年金法（以下「改正 前確定給付企業年金法 」という。）第九十一條 の七において準用する改 正前確定給付企業年金 法</p>	<p>残余財産</p>	<p>平成二十五年改正法附 則第六十三條第二項の 規定によりなおその効 力を有するものとされ た改正前確定給付企業 年金法第九十一條の三 第一項</p>

<p>第六 十五 條の七に お いて準用 す る法</p>	<p>第六 十五 條の七に お いて準用 す る法</p>	<p>第六 十五 條の七に お いて準用 す る法</p>
<p>平成二十五年改正法附 則第六十三條第二項の 規定によりなおその効 力を有するものとされ た改正前確定給付企業 年金法第九十一條の七 において準用する改正 前確定給付企業年金法</p>	<p>平成二十五年改正法附 則第六十三條第二項の 規定によりなおその効 力を有するものとされ た改正前確定給付企業 年金法第九十一條の七 において準用する改正 前確定給付企業年金法</p>	<p>平成二十五年改正法附 則第六十三條第二項の 規定によりなおその効 力を有するものとされ た改正前確定給付企業 年金法第九十一條の七 において準用する改正 前確定給付企業年金法</p>

<p>第六 十五 條の二第 三 項及 び第九 十一條 の第三 第三項</p>	<p>公的年金制度の健全性 及び信頼性の確保のた めの厚生年金保険法等 の一部を改正する法律 （平成二十五年法律第 六十三號。以下この条 及び第六十五條の五第 三項において「平成二 十五年改正法」という 。）附則第六十三條第 三項の規定によりなお その効力を有するもの とされた平成二十五年 改正法第二條の規定に よる改正前の確定給付 企業年金法（第六十五 條の五第三項において</p>	<p>5 平成二十五年改正法附則第六十三條第三項の 規定によりなおその効力を有するものとされた 同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規 定を適用する場合には、改正前確定給付 企業年金法第九十一條の四第二項中「連合会」 とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼 性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改 正する法律（平成二十五年法律第六十三號）附 則第三條第十三號に規定する存続連合会（以下 「連合会」という。）とする。 6 平成二十五年改正法附則第六十三條第三項の 規定の適用については、改正前確定給付企業年 金法施行令第六十五條の二、第六十五條の四、 第六十五條の五第三項、第六十五條の六及び第 六十五條の七第二項の規定並びに改正前確定給 付企業年金法施行令第六十五條の四において準 用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十 五條、第二十六條、第三十三條（第一號及び第 二號に係る部分に限る。）及び第三十四條（第 一號に係る部分に限る。）の規定は、なおその 効力を有する。この場合において、次の表の上 欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の下欄に掲げる字句とする。</p>
--	---	---

第六十五條の五第三項	法第九十一條の二第一項	法第九十一條の二第三項、第九十一條の第三項、第九十一條の四第三項及び第九十一條の五第三項	法第九十一條の二第三項、第九十一條の第三項、第九十一條の四第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金	企業年金連合会（厚生年金保険法第四十九條第一項の企業年金連合会）
脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は法第九十一條の三第一項、第九十一條の四第一項若しくは第九十一條	同項	同項	同項	「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一條の四第三項、第九十一條の五第三項、第九十一條の四第三項に規定する存続連合会

第六十五條の五第三項	法第九十一條の二第一項	法第九十一條の二第三項、第九十一條の第三項、第九十一條の四第三項及び第九十一條の五第三項	法第九十一條の二第三項、第九十一條の第三項、第九十一條の四第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金	企業年金連合会（厚生年金保険法第四十九條第一項の企業年金連合会）
脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は法第九十一條の三第一項、第九十一條の四第一項若しくは第九十一條	同項	同項	同項	「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一條の四第三項、第九十一條の五第三項、第九十一條の四第三項に規定する存続連合会

第六十五條の五第三項	法第九十一條の二第一項	法第九十一條の二第三項、第九十一條の第三項、第九十一條の四第三項及び第九十一條の五第三項	法第九十一條の二第三項、第九十一條の第三項、第九十一條の四第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金	企業年金連合会（厚生年金保険法第四十九條第一項の企業年金連合会）
脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は法第九十一條の三第一項、第九十一條の四第一項若しくは第九十一條	同項	同項	同項	「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一條の四第三項、第九十一條の五第三項、第九十一條の四第三項に規定する存続連合会

第六十五條の五第三項	法第九十一條の二第一項	法第九十一條の二第三項、第九十一條の第三項、第九十一條の四第三項及び第九十一條の五第三項	法第九十一條の二第三項、第九十一條の第三項、第九十一條の四第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金	企業年金連合会（厚生年金保険法第四十九條第一項の企業年金連合会）
脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は法第九十一條の三第一項、第九十一條の四第一項若しくは第九十一條	同項	同項	同項	「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一條の四第三項、第九十一條の五第三項、第九十一條の四第三項に規定する存続連合会

<p>第六十五條の七において準用する法</p>	<p>法第九十一條の七において準用する法</p>	<p>の四第一項若しくは第九十一條の五第一項の規定により法第九十一條の第三項</p>
<p>第六十五條の七において準用する法</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信賴性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条、第二十六條第一項及び第三十四條において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一條の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>	<p>残余財産</p>
<p>第八條の二第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>	<p>脱退一時金 相当額又は 残余財産</p>
<p>第八條の二第一項</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信賴性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条及び次條第二項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規</p>	<p>（移換金に関する経過措置） 第六十七條 平成二十五年改正法附則第六十四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合においては、改正前確定給付企業年金法第十五條の四第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信賴性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三條第十三号に規定する存続連合会（第四項及び第六十六條において「連合会」という。）とする。 2 平成二十五年改正法附則第六十四條第一項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十八條の二第一項及び第四項、第八十八條の三第二項（第一号を除く。）並びに第九十三條第二項の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第八十八條の二第四項において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第五十條の二第一項ただし書及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>第八條の二第一項</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信賴性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条及び次條第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規</p>	<p>同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第十五條の五第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信賴性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三條第十三号に規定する存続連合会（第四項及び次條において「連合会」という。）とする。</p>

十三号)の規定による保険料、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による拠出金、改正後厚生年金保険法の規定による保険料(平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされたものを除く)、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百一十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く)を滞納している場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第六十三条第三号、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第三十四条第三号、子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第三十五条第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百八十二号)第三条第二号	その他これらの法律(以下この号において「厚年法等」という。)
--	--------------------------------

厚生年金保険法施行令第四条の二の十六第三号

徴収金等」というを滞納	若しくは厚年法等の規定による徴収金又は平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等
その他これらの法律(以下この号において「健保法等」という。)	その他これらの法律(以下この号において「健保法等」という。)

3 第一項の場合において、平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	4 第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二の十六第一号及び第三号に該当する納付義務者以外の者に係る健康保険法第二四四条の二第一項、船員保険法第百五十三条の二第一項、厚生年金保険法第百条の五第一項、子ども・子育て支援法第七十一条第四項及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十七条の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における第一項の規定により読み替えら
次 第二号及び第三号	次 第一号及び第二号

第八十条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用される改正後厚生年金保険法第百条の五第二項の規定による報告の受理

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

(機構への事務の委託)

第八十一条 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 平成二十五年改正法附則第五号第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十五条の三の規定による徴収に係る事務(当該徴収を除く。)

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 改正後厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定により機構に事務を委託する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百条 前項各号	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施
----------	--

第十 二項	行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。次項において「経過措置政令」という。）第八十一条第一項各号	第百 十第 三項	前二 項	経過措置政令第八十一条第一項及び同条第二項において準用する前項
		第一 項各 号	同条第一項各号	
（改正前厚生年金保険法による給付に関する技術的読替え）				
第八十二条 平成二十五年改正法附則第八十六条 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項の規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。				
第 四 十 四 条 第 二 項	被保 険 者 で あ つ た 期 間	被保 険 者 で あ つ た 期 間（被用 者 年 金 制 度 の 一 元 化 等 を 図 る た め の 厚 生 年 金 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律（平成二十 四 年 法 律 第 六 十 三 号。第四 十 六 条 第 五 項 及 び 第 六 十 条 第 三 項 に お い て「平成二十四年一 元 化 法」という。）第一 条 の 規 定 に よ り 改 正 後 の 第 二 条 の 第 一 項 第 一 号 に 規 定 す る 第 一 号 厚 生 年 金 被 保 険 者 期 間（以下この項及び第六十 三 項 に お い て「第一号厚生 年 金 被 保 険 者 期 間」という。） に 限 る。第四十六 条 第 五 項 に お い て 同 じ。）	老 齡 厚 生 年 金	老齡厚生年金（第一号厚生年金被保 険 者 期 間 に 基 づくもの に 限 る。以下この条及び第四 十 六 条 第 五 項 に お い て 同 じ。）

第 四 十 四 条 第 二 項 第 二 号	他 の 厚 生 年 金 基 金	他 の 存 続 厚 生 年 金 基 金（平成 二 十 五 年 改 正 法 附 則 第 三 条 第 一 号 に 規 定 す る 存 続 厚 生 年 金 基 金 を い う。以下 同 じ。）	同法	平 成 二 十 五 年 改 正 法 附 則 第 五 条 第 一 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る もの と さ れ た 改 正 前 確 定 給 付 企 業 年 金 法	平 成 二 十 五 年 改 正 法 附 則 第 五 条 第 一 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る もの と さ れ た 改 正 前 確 定 給 付 企 業 年 金 法（平成十三年法律 第 五 十 号。以下「改正前確 定 給 付 企 業 年 金 法」という。）	規 定 に よ り 改 正 前 の 第 百 三 十 二 条 第 二 項
---	--------------------------------------	---	----	---	---	--

第 十 六 条 第 三 項	被保 険 者 期 間	同 条 第 四 項	同 項	第 四 十 四 条 の 第 四 項	第 四 十 四 条 の 第 一 項	、平成二十四年一元化法第一 条の規定による改正後の第一 項
第 一 項 第 二 号	平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 第 一 条 の 規 定 に よ り 改 正 後 の 第 一 項 第 二 号	同 項	同 項	、及び平成二十五年改正法附 則 第 八 十 七 条 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 第 四 十 四 条 の 第 四 項	公 的 年 金 制 度 の 健 全 性 及 び 信 頼 性 の 確 保 の た め の 厚 生 年 金 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律（平成二十五年法律第六 十 三 号。以下「平成二十五年改 正 法」という。）附則第八 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る もの と さ れ た 平 成 二 十 五 年 改 正 法 第 一 条 の 規 定 に よ り 改 正 前 の 第 四 十 四 条 の 第 一 項	、平成二十四年一元化法第一 条の規定による改正後の第一 項
第 一 項 第 一 号	平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 第 一 条 の 規 定 に よ り 改 正 後 の 第 一 項 第 一 号	同 項	同 項	、及び平成二十五年改正法附 則 第 八 十 七 条 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 第 四 十 四 条 の 第 四 項	公 的 年 金 制 度 の 健 全 性 及 び 信 頼 性 の 確 保 の た め の 厚 生 年 金 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律（平成二十五年法律第六 十 三 号。以下「平成二十五年改 正 法」という。）附則第八 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る もの と さ れ た 平 成 二 十 五 年 改 正 法 第 一 条 の 規 定 に よ り 改 正 前 の 第 四 十 四 条 の 第 一 項	、平成二十四年一元化法第一 条の規定による改正後の第一 項

第 四 十 四 条 第 一 項	同法附則第八十六条第一項の 規定によりなおその効力を有 するものとされた同法第一 条の規定による改正前の第四 十 四 条 の 第 一 項	第六十三号）附則第三条第十 二 号 に 規 定 す る 厚 生 年 金 基 金
（二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る厚生年金保険法の適用の特例）		
第八十二条の二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保 険 者 期 間 の う ち 第 一 号 厚 生 年 金 被 保 険 者 期 間 の 全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた 期 間 を 有 す る もの に 支 給 す る 当 該 第 一 号 厚 生 年 金 被 保 険 者 期 間 に 基 づく老齡厚生年金に つ い て、平成二十五年改正法附則第八十六条第一 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る もの と さ れ た改正前厚生年金保険法第四十六条第五項の規 定 を 適 用 す る 場 合 に お い ては、第八十二条の規 定 に か わ ら ず、同項中「被保険者であつた期 間」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を		

図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」と、「支給する」とあるのは「支給する当該第一号厚生年金被保険者期間に基づくと」と、「第一項中」とあるのは「平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八条の二十九の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二項中「一の期間」とあるのは「一の期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。）」と、「及び老齢厚生年金の」とあるのは「及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額を合算して得た」と、「第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額を合算して得た」と、「加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額（以下この項において「加給年金額」という。）及び第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）とあるのは「及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする第四十四条の三第四項に規定する加算額を合算して得た額を除く」とあるのは「（以下この項において「加給年金額」という。）及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十二条の二の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項に規定す

る加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）を除く」と、「控除して得た額に当該二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した当該一の期間」と、「第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額及び繰下げ加算額」と、「同項」とあるのは「同条第四項」とする。

第八十二条の四 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間を有するものに支給する遺族厚生年金については、第八十二条の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第三項及び厚生年金保険法施行令第三条の十一の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十四条の二の規定を適用する場合においては、同項中「被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。）」とあるのは「平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」と、「については、」とあるのは「については、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第十号）第三条の十三の八の規定により読み替えられた」と、「老齢厚生年金の額（）」とあるのは「基づく老齢厚生年金の額（）」とする。

（存続厚生年金基金及び存続連合会に関する厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定の読み替え等）

第八十三条 平成二十五年改正法附則第四百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百一条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下この条において「改正前厚生年金特例法」という。）第四条から第六条まで、第十条並びに第

第十四条第二項及び第三項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金特例法の規定の中欄に掲げる改正前厚生年金特例法の下欄に掲げる字句とする。	
項一第条四第	項一第条四第
厚生年金基金	厚生年金基金
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金	政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号。以下「平成二十六年改正法」という。）第五条の規定による改正後の第一条第八項
第一条第六	同条第七項
厚生年金保険法第九十一条の規定による改正後の同法	厚生年金保険法第九十一条の規定による改正後の同法
平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第四百四十一条第一項において準用する改正前厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第四百四十一条第一項において準用する改正前厚生年金保険法
同法第八十条の三第三	同法第九十九条第四
平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十九条第四項	平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十九条第四項
平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法	平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法

項一第条四第	項一第条四第
（を徴収する権利について同法第九十九条第一項）	（を徴収する権利について同法第九十九条第一項）
平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十九条第一項	平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十九条第一項
同法第九十九条第一項	同法第九十九条第一項
未納掛金を徴収する権利について同法第九十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十九条第一項	未納掛金を徴収する権利について同法第九十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十九条第一項
同法第九十九条第一項	同法第九十九条第一項
平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十九条第一項	平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十九条第一項
同法第九十九条第一項	同法第九十九条第一項
厚生年金保険法	厚生年金保険法

第十條	号各項一第條六第及び項三十第條五第	項二十第條五第	項九第
厚生年金保 險法	厚生年金保 險法	厚生年金保 險法	厚生年金保 險法
基金又は連 合会	基金	基金	基金
平成二十五年改正法附則 第五條第一項の規定によ りなおその効力を有する	平成二十五年改正法附則 第五條第一項の規定によ りなおその効力を有する ものとされた改正前厚生 年金保険法	平成二十五年改正法附則 第五條第一項の規定によ りなおその効力を有する ものとされた改正前厚生 年金保険法	平成二十五年改正法附則 第五條第一項の規定によ りなおその効力を有する ものとされた改正前厚生 年金保険法

項三第條四十第		項二第條四十第	
若しくは第 五條第十三 項において 準用する同 條第三項の 役員であつ た者又は第 七條第四項 の規定によ	又第五條第十三項にお いて準用する同條第三項 の役員であつた者	厚生年金保 險法	基金
厚生年金保 險法	基金	厚生年金保 險法	基金
平成二十五年改正法附則 第五條第一項の規定によ りなおその効力を有する ものとされた改正前厚生 年金保険法	平成二十五年改正法附則 第五條第一項の規定によ りなおその効力を有する ものとされた改正前厚生 年金保険法	平成二十五年改正法附則 第五條第一項の規定によ りなおその効力を有する ものとされた改正前厚生 年金保険法	平成二十五年改正法附則 第五條第一項の規定によ りなおその効力を有する ものとされた改正前厚生 年金保険法

項一第條七第		2	
基金	基金	厚生年金保 險法	厚生年金保 險法
公的年金制度の健全性及 び信頼性の確保のための 厚生年金保険法等の一部 を改正する法律（平成二 十五年法律第六十三号。 以下「平成二十五年改正 法」という。）附則第三條 第十二号に規定する厚生 年金基金（以下「基金」 という。）	公的年金制度の健全性及 び信頼性の確保のための 厚生年金保険法等の一部 を改正する法律（平成二 十五年法律第六十三号。 以下「平成二十五年改正 法」という。）附則第三條 第十二号に規定する厚生 年金基金（以下「基金」 という。）	厚生年金保 險法	厚生年金保 險法
政府管掌年金事業等の運 営の改善のための国民年 金法等の一部を改正する 法律（平成二十六年法律	政府管掌年金事業等の運 営の改善のための国民年 金法等の一部を改正する 法律（平成二十六年法律	厚生年金保 險法	厚生年金保 險法

同法第百三 十九條第四 項	同法第百三 十九條第四 項	同法第百三 十九條第四 項	同法第百三 十九條第四 項
（未納掛金を 徴収する権 利について 同法第百七 十條第一項	（未納掛金を 徴収する権 利について 同法第百七 十條第一項	（未納掛金を 徴収する権 利について 同法第百七 十條第一項	（未納掛金を 徴収する権 利について 同法第百七 十條第一項
同法第百二 十八條	同法第百二 十八條	同法第百二 十八條	同法第百二 十八條
未納掛金 を徴収する 権利につい て同法第百	未納掛金を徴収する権 利について同項の規定によ りなおその効力を有する ものとされた改正前厚生 年金保険法第百二十八條	未納掛金 を徴収する 権利につい て同法第百	未納掛金を徴収する権 利について同項の規定によ りなおその効力を有する ものとされた改正前厚生 年金保険法第百二十八條
第六十四号。以下「平成 二十六年改正法」という 。）第五條の規定による改 正後の第一條第八項	第六十四号。以下「平成 二十六年改正法」という 。）第五條の規定による改 正後の第一條第八項	第六十四号。以下「平成 二十六年改正法」という 。）第五條の規定による改 正後の第一條第八項	第六十四号。以下「平成 二十六年改正法」という 。）第五條の規定による改 正後の第一條第八項

4 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号）第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十條の拠出金に関する第七十八條の規定の適用については、同条第二項の表以外の部分中「による拠出金」とあるのは「による拠出金、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号）第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）以下この条において「平成二十四年児童手当法改正法」という。）附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年児童手当法改正法第一條の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第四項において「旧児童手当法」という。）の規定による拠出金」と、同表健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三條第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四條第三号、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五條第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十一号）第三條第二号の項中「第六十三條第三号」とあるのは「第六十三條第三号（同令附則第十條の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十四條第三号」とあるのは「第三十四條第三号（同令附則第十條の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十五條第一項第三号」とあるのは「第三十五條第二項第三号、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八十八号）第六條の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令百十三号）による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七條の八第二項第三号」と、「第三條第二号」とあるのは「第三條第二号（同令附則第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同表厚生年金保険法施行令第四條の二の十

六第三号の項中「第四條の二の十六第三号」とあるのは「第四條の二の十六第三号（同令附則第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同表第三項の表健康保険法施行令第六十三條、船員保険法施行令第三十四條、厚生年金保険法施行令第四條の二の十六及び子ども・子育て支援法施行令第三十五條第二項の項中「及び子ども・子育て支援法施行令第三十五條第二項」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令第三十五條第二項及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令第六條の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令による改正前の児童手当法施行令第七條の八第二項」と、同表第四項中「第七十一條第四項」とあるのは「第七十一條第四項、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第四項」とする。

附則（平成二六年六月一八日政令第二一四号）
この政令は、平成二六年十月一日から施行する。

附則（平成二六年一〇月三一日政令第三五四号）
この政令は、平成二七年三月一日から施行する。

附則（平成二七年三月二七日政令第一二二号）
この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月三一日政令第一六六号）抄
（施行期日）
1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二七年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年五月一五日政令第二三三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二七年五月二十九日）から施行する。

附則（平成二七年九月三〇日政令第三四二二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二七年十月一日から施行する。

附則（平成二七年一月二六日政令第三三九二二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

（経過措置の原則）
第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に係る不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附則（平成二八年一月二九日政令第二七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二五日政令第七八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年四月六日政令第一九三三号）
この政令は、平成二八年十月一日から施行する。

附則（平成二八年九月二三日政令第三一〇号）
この政令は、平成二九年一月一日から施行し、第三條の規定による改正後の国民年金基金令第二十七條第一項（同令第五十一條第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、国民年金基金又は国民年金基金連合会の平成二九年度の予算から適用する。

附則（平成二九年二月八日政令第一五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

第三条 前条に規定するもののほか、この政令の施行に關し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附則（平成二九年一月二七日政令第三二九二二号）
（施行期日）
1 この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日）から施行する。ただし、第八條及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（厚生労働省令への委任）
2 この政令の施行に關し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附則（平成三〇年一月一七日政令第四号）抄
この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（令和二年七月八日政令第二一九号）抄
この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附則（令和三年八月六日政令第二二九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九條及び第十條の規定、第三十二條の規定（平成二六年経過措置政令第三條第二項、第三十二條第一項、第三十三條第一項及び第六十四條第六項の改正規定を除く。）、第四十三條及び第四十四條の規定、第四十五條の規定（所得税法施行令第七十條第一項第二号の改正規定（「十四年」を「十九年」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第四十六條及び第四十七條の規定並びに附則第二十五條の規定 令和四年五月一日

二 第六條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第七條、第十一條及び第十四條の規定、第三十三條の規定（平成二六年経過措置政令第三條第四項及び第七項の改正規定に限る。）並びに第三十七條、第三十九條及び第五十五條から第六十五條までの規定 令和四年十月一日

三 第二條及び第四條の規定、第六條の規定（厚生年金保険法施行令第三條の五の二第一項及び第三條の十三の二の改正規定に限る。）、第十九條、第二十一條、第二十三條、第二

れ加えて得た月数	一月につき一、二九〇円を加えて得た額	れ加えて得た月数	一月につき一、四一〇円を加えて得た額	れ加えて得た月数	一月につき一、五三〇円を加えて得た額
三二三月に一月から一月二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	三七二、四四〇円に、上欄で三二三月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、三二〇円を加えて得た額	四三一月に一月から一月二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五二〇、三四〇円に、上欄で四三一月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、四二〇円を加えて得た額	五四〇月	六八二、七七〇円
三三五月に一月から一月二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	三八八、二五〇円に、上欄で三三五月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、三三〇円を加えて得た額	四四三月に一月から一月二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五三七、五七〇円に、上欄で四四三月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、四五〇円を加えて得た額	付録(第四十三条関係)	
三四七月に一月から一月二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四〇四、二一〇円に、上欄で三四七月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、三四〇円を加えて得た額	四五五月に一月から一月二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五五四、九五〇円に、上欄で四五五月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、四六〇円を加えて得た額	備考	
三五九月に一月から一月二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四二〇、三二〇円に、上欄で三五九月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、三六〇円を加えて得た額	四六七月に一月から一月二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五七二、四九〇円に、上欄で四六七月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、四八〇円を加えて得た額	一 A、P、t及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。	
三七一月に一月から一月二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四三六、六〇〇円に、上欄で三七一月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、三七〇円を加えて得た額	四七九月に一月から一月二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五九〇、二〇〇円に、上欄で四七九月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、四九〇円を加えて得た額	二 A×P/1000×1.01 ^t /1 ₂ に一月未満の端数が生じたときは、これを一月に切り上げるものとする。	
三八三月に一月から一月二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四五三、〇四〇円に、上欄で三八三月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、三八〇円を加えて得た額	四九一月に一月から一月二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六〇八、〇六〇円に、上欄で四九一月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、五一〇円を加えて得た額		
三九五月に一月から一月二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四六九、六二〇円に、上欄で三九五月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、四〇〇円を加えて得た額	五〇三月に一月から一月二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六二六、一一〇円に、上欄で五〇三月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の一月につき一、五二〇円を加えて得た額		
四〇七月に一月から一月二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四八六、三七〇円に、上欄で四〇七月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の	五一五月に一月から一月二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六四四、三二〇円に、上欄で五一五月に加えた月数に 応じて、当該加えた月数の		